令和　　年　　月　　日

（あて先）

広島市水道事業管理者

 申 込 者 住所

 （所有者）

 氏名

直結増圧方式に関する承諾書

|  |  |
| --- | --- |
| 建物の所在地 |  区・郡 |
| 建 物 の 名 称 |  |

上記建物に係る直結増圧方式による給水を実施するにあたり、下記事項について承諾し、適正に管理します。

記

１　設備管理責任者の選定

 直結給水用増圧装置（以下「増圧装置」という。）を含む給水装置の維持管理及び事故発生時の迅速な対応を行うため、設備管理責任者を次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 設備管理責任者 | 住所氏名電話番号(　　　　　-　　　　　-　　　　　)  |

２　使用者等への周知

 次の事項について、使用者等に周知します。

1. 停電や増圧装置の故障、渇水時の制限給水等により増圧装置が停止し、断水したときには、非常用直結給水栓を使用すること。
2. 配水管等の工事に伴う計画的又は緊急的若しくは水道メーターの取替に伴う断水の際に、水が使用できなくなること。また、その通報連絡を受けたときには、これに協力すること。
3. 増圧装置及び減圧式逆流防止器の故障時等の緊急連絡先

３　保守管理

増圧装置及び減圧式逆流防止器の機能を適正に保持するため、毎年１回、定期点検を行うとともに、必要に応じて保守点検を行い、異常を発見した場合は速やかに修繕を行います。なお、増圧装置又は減圧式逆流防止器の取替を行ったときは、速やかに水道局に届け出ます。

４　損害の補償

 増圧装置に起因して逆流又は漏水が発生し、水道局又は使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償いたします。

５ 設備管理責任者の変更等

 設備管理責任者に変更を生じたときは、速やかに管理者に届け出ます。

６ 所有者の変更届

 給水装置の所有権に変更が生じた場合は、新所有者に対し、この装置が条件付きであることを熟知させるとともに、速やかに水道局に届け出ます。

７ 紛争の解決

 増圧装置の故障等により第三者との間に紛争が生じた場合は、当方において解決します。